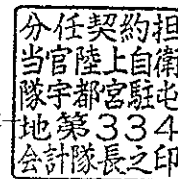


公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊宇都宮駐屯地
第334会計隊長 松本 真



下記のとおり一般競争入札を行いますので、入札心得等関係事項を承知の上参加して下さい。

記

1 競争入札に付する事項

件名	規格	単位	予定数量	履行期間	履行場所	備考
産業廃棄物収集運搬処分役務	仕様書のとおり			令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条、第71条の規定に該当しない者。
- (2) 令和4・5・6年度全省庁統一資格「役務の提供等」の等級「A・B・C・D」に格付され、競争参加地域が関東、甲信越地方の競争参加資格を有する者。
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中ではない者。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 都道府県知事から産業廃棄物処理法規則第10条の2に規定された「収集運搬の許可証」又は同規則第10条の4に規定された「処分の許可証」の交付を受けた者のうち、当該許可内容が本契約の履行内容を満たしている者であること。
- (8) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得たものであること。
- (9) 環境配慮への取組状況、優良基準への適合状況に関し入札適合条件(据切基準値の50%以上)を満たすこと。

3 入札日時及び場所

- (1) 日時: 令和5年2月17日(金)10時30分
- (2) 場所: 陸上自衛隊宇都宮駐屯地 会計隊入札室

4 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金: 免除
- (2) 契約保証金: 免除
- (3) 違約金
落札者が契約を結ばない場合は、落札金額の100分の5以上、契約者が契約を履行しない場合は契約金額の100分の10以上を違約金として徴収します。
- (4) 履行延滞賠償金
天災地変その他請負人の責に帰することができない理由以外で、履行期限までに完了しない場合は、遅延1日につき契約金額の1000分の1以上を賠償金として徴収します。

5 入札の無効

- (1) 第2項で示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 電話、電報及びFAXによる入札
- (5) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者が提出した入札書等を無効とする。

6 契約書の作成

落札者は落札決定後、契約金額に応じ契約書又は請書を駐屯地用標準契約書の様式により遅滞なく作成し提出する。

7 落札決定方法

- (1) 単価と予定数量をかけた金額の総額とし、予定価格制限の範囲内の最低入札者を落札者とし、
なお、落札となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- (2) 本入札の結果発表については、税抜き価格で行います。よって入札については税抜き金額でお願い致します。
細部は第8項第2号を参照下さい。

8 その他

- (1) 入札に参加する者は、2月16日までに会計隊へ連絡してください。
- (2) 入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、各入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税抜き金額)を記載すること(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる)。
- (3) 本件入札においては郵便入札を可とする。
令和5年2月16日(木)17時00分までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、件名及び入札書在中と明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をお願い致します。
初度入札で郵便による入札参加者があった場合にの再度入札の時期は、次のとおりとする。
ア 日時: 令和5年2月21日(火)10時30分
イ 場所: 陸上自衛隊宇都宮駐屯地 会計隊入札室
- (4) 資格審査結果通知書(写し)及び許可証を入札前に提出して下さい。(FAXでも結構です。)
- (5) 代表者でない者が入札する場合、入札前までに委任状を提出して下さい。(様式は随意)
- (6) 入札心得は第334会計隊契約班に備え付けてあります。
- (7) 適合証明書・誓約書提出期限5年2月16日(木)17時00
- (8) 入札及び契約条項に関する問い合わせ先

所在地
栃木県宇都宮市茂原1-5-45 第334会計隊契約班 担当: 矢代
陸上自衛隊宇都宮駐屯地
Tel 028-653-1551(内350) Fax 028-653-1556

分任契約担当官
陸上自衛隊宇都宮駐屯地
第334会計隊 会計隊長 殿

誓約書

以下の項目について、誓約します。

- (1) 件名「産業廃棄物(安定型混合)処理役務」の入札に関し提出する資料に虚偽の報告がないこと。
- (2) 以下の項目について、公表していること。

項目	公表方法
環境/CSR報告書	
温室効果ガス等の排出削減計画・目標	

- (3) 令和 年 月 日から 令和 年 月 日(入札日)までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないこと。(書類提出日から入札日までは見込みである。この間に特定不利益処分を受けた場合には、速やかに分任契約担当官に特定不利益処分を受けた旨を報告すること。)
- (4) 事業の透明性に関わる基準に適合するために、インターネットを利用する方法により公表されている情報は、優良産業廃棄処理業者認定制度運用マニュアル「3. 3. 3公表事項」にある公表すべき事項がすべて公表されており、かつ本入札参加時において最新のものであること。
- (5) インターネット上で事業の透明性に関わる情報については、以下に記載するURLをトップページとして公表していること。

URL: _____

令和 年 月 日

住所






社名

代表者名

仕様書番号：第 5 号
作成年月日：5. 1. 19
作成責任者：事務官 官原哲史

産業廃棄物収集運搬処分役務

宇都宮駐屯地業務隊

管理科長	営繕班長	企画係長	管財係	施設管理
				

特 記 仕 様 書

- 1 役務件名：産業廃棄物収集運搬処分役務
- 2 役務期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 3 役務概要：駐屯地産業廃棄物の収集運搬処分
- 4 産業廃棄物の集積場所：栃木県宇都宮市茂原1-5-45 陸上自衛隊宇都宮駐屯地
別紙「駐屯地産業廃棄物集積所配置図」

5 産業廃棄物の予定数量

種 類	廃プラスチック類（塩ビ製品含む）
予定数量	15,000kg

(例) 梱包用ビニール、発砲スチロール、PPバンド、プラスチック製品、プラスチック型
枠、プラスチック製食品容器（洗浄しないもの）

6 収集運搬要領、条件等

- (1) 産業廃棄物は、関係法令等に基づき適正に収集運搬を行うものとする。また、請負者は宇都宮市の廃棄物収集運搬許可を受けているものとし、その許可証の写しを官側に提出するものとする。
- (2) 産業廃棄物の搬出は、週1回（水曜日）の午前9時から午前10時までの間を基準として収集運搬を実施するものとする。また、指定曜日が祝日等である場合はその前日の収集運搬を基準とする。ただし、曜日の臨時変更等については、官側との調整によるものとする。
- (3) 集積された廃棄物を収集する際は、必ず廃棄物の中身を確認するものとし、廃プラスチック以外の廃棄物が混入されている場合は残置し、官側に報告するものとする。
- (4) 産業廃棄物搬出後は、ゴミステーション内部及び周辺の簡易清掃を実施し、ゴミステーション周辺を清潔な状態に保つものとする。
- (5) 産業廃棄物搬出時は、作業前に官側の確認を受けてから作業を行うものとする。
- (6) 産業廃棄物の各月搬出量の確認は、当該月の搬出合計数量書を官側に提出するものとする。また、搬出の都度、産業廃棄物管理票を発行するものとし、最終処分終了後は速やかに産業廃棄物管理票（マニフェストE票等）を官側に提出するものとする。
役務完了で報告する数量は、同一月内に最終処分が完了した数量とする。
- (7) 搬出作業に伴い、既存施設を汚損した場合は請負業者の責任を持って原状回復するものとする。
- (8) 重量計量は、処分場で車重計量を行い伝票を発行する。
- (9) 食品類は多量の水気が無い状態で排出する。

役務件名	産業廃棄物収集運搬処分役務	図面番号	1 / 1
種 別	仕様書	縮 尺	/
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		

駐屯地産業廢棄物集積所配置圖

別紙

